

## 役員等の報酬等に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人鳥取市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第25条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、理事及び監事、委員会委員をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて次の通り報酬等を支給する。

- (1) 会長、常勤役員（常務理事）については、第4条に基づき報酬を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、理事会及びその他会議等への出席、監事監査への出席などに対して、第4条に基づき報酬を支給する。併せて、旅費を支払うことができる。

(役員等の報酬等の算定方法)

第4条 役員等に対する報酬等の額は、別表の通り定めるものとする。

- 2 役員等が会議等への出席、又は、職務のため出張したときは、本会が別に定めた「旅費規程」を適用する。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員等に対する報酬等の支給時期は、次のとおりとする。

- (1) 会長、常勤役員に対する報酬については、毎月21日とする。ただし、その日が休日にあたるときは、本会の定めた「給与規程」第11条に準じた日とする。
  - (2) 非常勤役員に対する報酬は、その都度支給する。
  - (3) 委員会委員に対する報酬は、その都度支給する。
- 2 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
  - 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(公 表)

第6条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補 則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成21年6月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 3 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 4 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 5 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

役員等に対する報酬等の額

役職名	報酬額
会 長	年額 1,920,000 円以内とする。
常勤役員（常務理事）	年額 4,320,000 円以内とする。
非常勤役員（会長、常務理事以外の理事及び監事）	理事会、監査等への出席 1回につき <u>3,000 円</u>
委員会委員	委員会等への出席 1回につき <u>3,000 円</u>